

長野県高等学校文化連盟吹奏楽部会規程集

1 事業規程

(目的)

第1条 本規程は、長野県高等学校文化連盟吹奏楽部会規約（以下、規約という）にのっとり、本部会の事業の内容に関して定めることを目的とする。

(事業)

第2条 本部会は、規約第2条を達成するために、別表Iで示された事業を行うものとする。

2 各事業は、個別に定める規程及びマニュアルに基づいて実施するものとする。

3 別表I以外の事業は、理事会の決定に基づいて実施するものとする。

(別表I)

分類		規程番号及び名称	要項名	マニュアル名	
部 会 運 営		1 事業規程 2 規程管理規程 3 部会運営規程 4 特別会員の選任等に関する規程 5 会計事務処理規程 6 表彰及び慶弔等に関する規程			
	事 業	コンクール	7 吹奏楽コンクール実施規程 8 中部日本吹奏楽コンクール実施規程 9 コンクール審査規程	開催 開催	吹奏楽コンクール△地区大会運営 吹奏楽コンクール県大会運営 中部日本吹奏楽コンクール運営
		アンサンブル コンテスト	10 アンサンブルコンテスト実施規程 12 アンサンブルコンテスト及び管楽器 個人・重奏コンテスト審査規程	開催	地区大会運営 県大会運営
		管楽器個人・ 重奏コンテスト	11 管楽器個人・重奏コンテスト実施規 程 12 アンサンブルコンテスト及び管楽器 個人・重奏コンテスト審査規程	開催	管楽器個人・重奏コンテスト運営
	フェスティバ ル	13 吹奏楽フェスティバル実施規程	開催 参加	吹奏楽フェスティバル運営	
	育成事業等	14 育成事業等実施規程	開催		
地区事業等	15 地区事業等実施規程	開催			
他	その他	16 藤森章音楽賞規程 17 Web サイト管理規程			

2 規程管理規程

(目的)

第1条 本規程は、長野県高等学校文化連盟吹奏楽部会規約（以下、規約という）にのっとり、本部会の運営、及び事業等に関する諸規程を体系的に整備し、管理することを目的とする。用語等の定義は規約に準ずる。

(定義)

第2条 諸規程とは、本部会の運営、及び事業推進に関して遵守すべき基準として定めるものをいう。

(種類)

第3条 本部会の規程は、「別表Ⅰ」のとおりとする。

(効力及び公布)

第4条 諸規程の制定、改正は原則として施行の日をもって効力を生ずるものとする。

2 改正又は廃止された諸規程は、新規程の施行前日をもって効力が消滅するものとする。

3 新たに諸規程が制定されたときは、会員に公布しなければならない。

(収録等)

第5条 規程集管理の総括責任者を、事務局長とする。

2 事務局長は、規程集の内容を整備し、常に最新の状態で管理しなければならない。

3 事務局長は、すべての諸規程を規程集に収録し、最新の内容を常に会員に周知させなければならない。

3 部会運営規程

(目的)

第1条 本規程は、長野県高等学校文化連盟吹奏楽部会規約（以下、規約という）にのっとり、本部会の運営について定めることを目的とする。

(総会運営)

第2条 規約第12条の4に該当する場合、会長は文書を受理した後、2ヶ月以内に総会を招集しなければならない。

2 議長は、地区理事長が輪番で行う。輪番の順序は理事会で決定する。

3 提出議案及び提出議案の審議順序等は、理事会で決定する。会員個人が議案を提出する場合は、総会開催1週間前までに文書で内容を事務局長に送付しなければならない。

(理事会運営)

第3条 原則として、理事会は年間6回程度開催する。

2 開催通知は事務局長が開催日の2週間前までに当該学校長宛に通知する。

3 会議資料は提案者が作成し、事務局長に送付する。

4 議案の調整及び提出、会議資料の印刷及び製本等は事務局長が行う。

5 原則として理事長が会を進行する。

6 議事を記録し、事務局長がこれを議事録として保管する。事務局長は、決定事項を速やかに会員に周知させる。

(地区理事会運営)

第4条 地区理事会は必要に応じて地区会長が招集し、運営等は理事会に準じて行う。

(地区顧問会運営)

第5条 地区顧問会の開催は原則として年間3回程度（コンクール前、コンテスト前、3月など）とし、運営等は理事会に準じて行う。

(委員会)

第6条 本部会は、理事会の決定によって、部会運営に必要な委員会を組織することができる。

2 委員会は理事会のメンバーによって構成するものとする。

3 委員会の任務、構成人員、期間等は理事会によって決定する。

(渉外及び広報)

第7条 外部団体との渉外等必要な事項は、原則として事務局長が行う。

2 本部会は、部会の広報媒体としてWebサイトを開設する。その管理・更新は事務局長が行う。

4 特別会員選任等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、長野県高等学校文化連盟吹奏楽部会規約（以下、規約という）にのっとり、本部会の特別会員選任等について定めることを目的とする。

(特別会員の種類)

第2条 本部会は特別会員として、顧問、及び諮問委員を選任することができる。

2 顧問は、本部会について助言するものとする。

3 諮問委員は、本部会について外部者として広く意見を述べるることができる。

(任期)

第3条 特別会員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(特別会員の選任)

第4条 顧問は、次の各号に示すいずれかを満たす人物の中から選任することができる。

(1) 本部会（高吹連）の役員を10年以上連続して務めた人物。

(2) 本部会の事業運営に、特に功労のあった人物。

(3) 本部会の活動に深い理解を示す人物。

2 諮問委員は、部会外部の有識者の中から選任することができる。

3 特別会員は、理事会の推薦を経て、総会で選任する。

4 特別会員から、辞意の表明があったときは、速やかにその任を解かなければならない。

第5条 特別会員は、次の各号に示す場合に諸会議に出席し、意見を述べるることができる。

(1) 県会長の要請を受けたとき。

(2) 特別会員が、個人として意見を述べる必要があり、会長が認めるとき。

5 会計事務処理規程

(目的)

第1条 本規程は、本部会の会計事務処理を適正かつ円滑に行うために定めることを目的とする。

(予算)

第2条 主任会計幹事は、部会予算書を作成して、総会の承認を得たのちに執行しなければならない。予算の補正については、理事会の承認を得なければならない。

(決算)

第3条 主任会計幹事は、部会決算書を作成して、監査委員の監査を経たのちに総会の承認を得なければならない。

(担当)

第4条 会計の事務処理は、複数の主任会計幹事、会計幹事が適切な分担のもとで対応するとともに、理事長は適正な会計処理が行われるよう監督しなければならない。

(会計事務)

第5条 会計の事務処理対象は、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 部会の事業推進に関わること
- (2) 部会の会議開催に関わること
- (3) 部会の事務運営に関わること
- (4) その他、部会の運営に関わること

2 前項第1号の事業推進に関わることは、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 吹奏楽コンクール実施に関わること
- (2) アンサンブルコンテスト実施に関わること
- (3) 中部日本吹奏楽コンクール実施に関わること
- (4) 管楽器個人・重奏コンテスト実施に関わること
- (5) 吹奏楽フェスティバル実施に関わること
- (6) 育成事業等実施に関わること
- (7) 地区事業等実施に関わること
- (8) その他、部会が主催又は共催する事業に関わること

(徴収金等)

第6条 加盟金及び諸事業の参加費等(以下「部会徴収金」という)は、「別表Ⅱ」のとおりとする。

第7条 事業の入場料等は、「別表Ⅲ」のとおりとする。

第8条 会議に係る旅費等は、「別表Ⅳ」のとおりとする。

第9条 その他の費用等は、別途理事会で協議し決定する。

第10条 前4条に定める金額の変更は、総会で決定するものとする。

(地区会計)

第11条 会計幹事は、本部会地区会計の地区予算書を作成して、総会の承認を得たのちに執行されなければならない。予算の補正については、理事会の承認を得なければならない。

第12条 会計幹事は、本部会地区会計の地区決算書を作成して、監査委員の監査を経たのちに総会の承認を得なければならない。

第13条 地区会計の事務処理は、会計幹事が地区代表理事並びに主任会計幹事との連携を密にし、適切に対応するとともに、各地区理事長は、適正な会計処理が行われるよう監督しなければならない。

第14条 地区会計の事務処理対象は、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 地区の事業推進に関わること
- (2) 地区の会議開催に関わること
- (3) 地区の事務運営に関わること
- (4) その他、地区の運営に関わること

2 前項第1号の事業推進に関わることは、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 吹奏楽コンクール地区大会実施に関わること
- (2) アンサンブルコンテスト地区大会実施に関わること
- (3) 地区育成事業等実施に関わること
- (4) その他、地区事業に関わること

第15条 地区会計に係る徴収金及び支出については、次の各号に示すとおりとする。(本部会会計事務処理に準ずる)

- (1) 諸事業の参加費等は、「別表Ⅱ」のとおりとする。
- (2) 事業の入場料は、「別表Ⅲ」のとおりとする。
- (3) 会議に係る旅費等は、「別表Ⅳ」のとおりとする。

(4) その他の費用等は、別途理事会で協議し決定する。

2 前項にて定める金額の変更は、総会で決定するものとする。

(別表Ⅱ／加盟金、参加費)

加盟金	1校6,500円
吹奏楽コンクール地区・県大会参加費	演奏者1人につき1,000円 演奏しない参加者1人につき1,000円
アンサンブルコンテスト地区・県大会参加費	演奏者1人につき1,000円 演奏しない参加者1人につき1,000円
中部日本吹奏楽コンクール県大会参加費	演奏者1人につき1,000円 演奏しない参加者1人につき500円
管楽器個人・重奏コンテスト参加費	個人の部：演奏者1人につき2,000円 伴奏者1,000円 ただし伴奏者が顧問の場合は徴収しない 重奏の部：演奏者1人につき1,500円 演奏しない参加者1人につき1,000円
吹奏楽フェスティバル参加費	出演者1人につき300円～500円を原則とし、実情に応じて理事会で協議決定する。
実技講習会（地区行事）	1人につき1,000円～3,000円を原則とし、実情に応じて理事会で協議決定する。
その他の事業	理事会で協議決定する

(別表Ⅲ／入場料)

吹奏楽コンクール地区・県大会	高校生以上1,000円、小学生と中学生500円
アンサンブルコンテスト地区・県大会	高校生以上1,000円、小学生と中学生500円
中部日本吹奏楽コンクール県大会	500円（高校生以上）
管楽器個人・重奏コンテスト県大会	1,000円（高校生以上）
吹奏楽フェスティバル	無料
その他	理事会で協議決定する

(別表Ⅳ／旅費及び会議に係る費用等)

(1) 旅費支給対象会議は「理事会」「地区理事会」「その他の会議」である。
(2) 理事会は県予算、地区理事会は地区予算から支出するものとする。その他の会議は、会議の招集範囲により県事務局会計主事が判断する。
(3) 総会は県費による出張を依頼する。
(4) 旅費は、県の旅費規程に準じて支出する。
(5) 高速料金は片道50Km以上で支給する。また、三才山有料、平井寺有料は支給する。
(6) その他、会議に係る費用として、会場代・冷暖房代・会議費（資料作成等）を実費支出できる。
(7) 飲食代は支給しない。

6 表彰及び慶弔等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、本部会が行う表彰（コンクール及びコンテストにおける表彰を除く）、及び慶弔等に関して定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、功績及び感謝の2種類とする。

第3条 功績に対する表彰は、次の各号に示すどれか1つに該当する場合に行うことができる。

- (1) 特別会員を含む、部会役員として長年にわたり尽力し、功績が顕著である場合。
- (2) 部会の主催行事において優れた演奏等を評価された場合。
- (3) その他、本部会の発展に尽くし、他の模範として推奨すべき特別な業績が認められた場合。

第4条 謝意を表す表彰は、次の各号に示すどれか1つに該当する場合に行うことができる。

- (1) 特別会員を含む、部会役員として長年にわたり功労が認められた場合。
- (2) 部会の事業に協力し、特別な功績があった場合。
- (3) 部会主催事業に招待団体として出演した場合。
- (4) その他、部会として推奨すべき特別な業績のあった場合。

第5条 表彰の実施については、副賞の有無も含め、前2条に基づき理事会で決定する。

第6条 表彰は原則として会長が行う。

(慶弔の範囲)

第7条 対象範囲は、特別会員を含む部会役員、及び功労者とし、支出等は事務局の判断で行う。

(弔事)

第8条 弔事に対する対応は次の各号に示すとおりとする。

- (1) 特別会員を含む部会役員、及び功労者が死亡した場合は、香料20,000円、供花及び弔電をおくる。
- (2) 特別会員を含む部会役員の親族が死亡した場合は、香料5,000円及び弔電をおくる。
- (3) 功労者の親族が死亡した場合は、事務局の判断で対応する。

(慶事)

第9条 特別会員を含む部会役員本人の場合に、お祝い金20,000円及び祝電をおくる。

(見舞)

第10条 特別会員を含む部会役員が、2週間以上の療養を必要とした場合は、見舞金として10,000円をおくる。他の場合については、事務局が事情を判断して対応する。公務中の部会役員の事故に関しても同様な対応とする。

(その他)

第11条 事務局が判断できない事例の場合は、会長及び理事長の合議により対応する。

7 吹奏楽コンクール実施規程

(目的)

第1条 本規程は、長野県吹奏楽コンクール高等学校部門（以下、本部門という）の実施に関して定めることを目的とする。

(編成等)

第2条 本部門を構成する編成区分及び編成人数は次の通りとする。

- A編成 1校単独による編成で、指揮者を除き55人までとする。
- B編成 編成校数に制限はなく、指揮者を除き30人までとする。
- C編成 編成校数と人数に制限はなく、同一大会でA編成の部及びB編成の部に出場しない生徒で編成する。本部会の独自部門であるため、上部大会への出場権は有しない。

(実施期日等)

第3条 各編成区分別に県大会を行う。A、B編成の県大会は東海吹奏楽コンクールの予選を兼ねる。

2 A、B編成は、県大会の予選を兼ねた 地区大会を開催することができる。

地区大会は東北信地区、中南信地区の2大会とする。

3 県大会出場数の上限はA編成18、B編成26とする。なお、各地区大会からの代表数の算出については次の各号に示すとおりとする。

(1) A編成は、地区ごとの代表校数の決定は、県大会出場校数に対して地区参加校数を比例配分して算出する。なお前年度に東海大会に出場した地区では、その校数を参加校数に加算して算出する。

(2) B編成は、参加団体数による単純比例方式により代表数を決定する。

4 県大会は原則として8月上旬～中旬に開催する。

5 地区大会を開催する場合は、原則として県大会の2週間前以降に実施する。

6 各大会の開催地は総会で決定する。

(名称等)

第4条 大会名称は次の各号に示すとおりとする。

(1) 県大会の名称は、「平成●年度第●回長野県吹奏楽コンクール高等学校部門長野県大会●編成(第●回東海吹奏楽コンクール予選)」とする。

(2) 地区大会の名称は、「平成●年度第●回長野県吹奏楽コンクール高等学校部門●地区大会(第●回長野県吹奏楽コンクール予選)」とする。

2 前号の名称に付帯する事項については、長野県吹奏楽連盟の指示に従う。

3 主催団体は長野県高等学校文化連盟、長野県吹奏楽連盟、朝日新聞社とする。

4 事務局長又は地区代表理事は、必要に応じて次の各号に示す団体に名義後援を依頼する。

(1) 長野県教育委員会

(2) 開催地の市町村教育委員会

(3) 長野県芸術文化協会

(4) そのほか理事会で協議決定された団体

(参加資格、準則等)

第5条 参加資格は、全日本吹奏楽コンクール実施規定に準ずる。

2 前項に加えて、本部会が規定する次の各号に示す要件をすべて満たさなければならない。

(1) すべての演奏者が、本部会に加盟する高等学校の生徒であること。ただし同一経営の学園内中学校生徒の参加は認める。

(2) すべての演奏者が、長野県吹奏楽コンクールの他部門に出場していない生徒であること。

(3) 指揮者が、出場高等学校の職員であること。

(4) 同一団体が、A・B編成両方に出場することはできない。

3 前項(3)を充足できない特別な理由が、申し込み期日より前に、当該高等学校長より正式な書簡を以て本部会長あてに提出された場合のみ、理事会で対応を協議できる。

第6条 A編成の楽器編成、演奏曲目、演奏時間(A編成12分以内B・C編成7分以内)は全日本吹奏楽コンクール実施規定に準ずる。

2 B編成の楽器編成、演奏曲目、演奏時間は東海吹奏楽コンクール実施規定に準ずる。

3 C編成の楽器編成、演奏曲目、演奏時間はB編成に準ずる。

4 東海吹奏楽コンクールへの出場団体数は、東海吹奏楽コンクール実施規定に準ずる。

5 演奏時間の計測は、演奏開始からすべての演奏終了時とする。

6 地区大会と県大会は同一曲を演奏する。

(審査員)

- 第7条 審査員は各大会とも、その人数を7名とし、専門領域に偏りがないように配慮して部会運営規程第6条に基づいて構成される「審査員選定委員会」で決定する。
- 2 審査員の選定及び折衝は、部会運営規程第6条に基づいて構成される「審査員選定委員会」によって行う。
 - 3 審査員公表日(吹奏楽コンクール開催日の約4ヶ月前)以降に、出場高校及び出場予定高校は審査員予定者に指導を受けてはならない。ただし、部会主催行事の講師はこの限りではない。
 - 4 原則として県大会の審査員の過半数は、県外から招聘する。
 - 5 同一の大会で同じ人物を審査員とする場合は、連続して2年間までとする。連続して2年間審査した者を再度審査員とする場合は、1年間以上の間隔をおくこととする。

(審査表彰)

- 第8条 出場校すべてに金賞・銀賞・銅賞・努力賞をもって表彰する。
- 2 前項の定める賞以外に、特別賞及び副賞を授与することができる。
 - 3 特別賞及び副賞の種類、選出方法等については理事会で決定し、開催要項に記載しなければならない。
- 第9条 審査員、審査方法、表彰基準、代表選考等については「コンクール審査規程」に定める。
- 第10条 すべての出場校に地区大会は賞状と記念楯、県大会は賞状を贈る。
- 第11条 東海吹奏楽コンクールへの出場団体にはカップを授与し、その栄誉を讃える。

(運営)

- 第12条 県大会の総括責任者は部会長、運営責任者は担当専務理事とする。
- 2 地区大会の総括責任者は地区会長、運営責任者は地区代表理事とする。
- 第13条 担当専務理事は「開催要項」を作成し、理事会の了承を得る。県大会の2ヶ月前までに加盟校学校長宛に「開催要項」を送付する。
- 2 各大会は運営責任者が作成する各大会の「運営マニュアル」によって運営する。
 - 3 各大会の運営は、参加するすべての団体の顧問によって行う。
- 第14条 チューニング時間は運営責任者が定める。
- 第15条 原則として、演奏を含めたステージへの出入りを、A編成は15分、B・C編成は9分とする。
- 第16条 原則として、審査集計処理は、大会参加校以外の大会役員がこれにあたる。

(申込み等)

- 第17条 各大会の参加申込書は、本規程第5条及び第6条を充足していることを確認できるものでなければならない。
- 2 各大会の運営責任者を大会の参加申込先とする。
 - 3 申込締切日は、県大会のおおむね7週間前とする。
 - 4 各大会の参加費及び入場料は「会計事務処理規程」に定める。
 - 5 参加申込時に参加料として「演奏者数×参加費+演奏しない参加者数×入場料」を、期日までに指定口座に振り込む。いったん振り込まれた金額は、いかなる場合も返金しない。
 - 6 前項により参加料を支払った生徒は、大会を鑑賞することができる。
 - 7 ピアノ使用料と著作物使用料は、「会計事務処理規程」に基づき本部会が負担し、その他の大会出場に関する諸費用は当該校で負担する。

(失格条項)

- 第18条 本規程第5条、第6条に違反したことが判明した場合は当該団体を失格とし、努力賞とする。ただし、演奏をすることは認められる。
- 2 前項以外に本規程、開催要項、運営マニュアルに違反した事実が判明した場合、及び出場校が申込み内容を変更して出場した場合は、緊急に理事会を開き対応を決める。ただし、本規程第2条を充足して

いれば、コンクール当日に編成人数を変更して演奏してもよい。

3 運営責任者は失格団体の対応を、速やかに当該校の顧問及び審査委員会に報告しなければならない。

8 中部日本吹奏楽コンクール実施規程

(目的)

第1条 本規程は、中部日本吹奏楽コンクール長野県大会高等学校部門（以下、本部門という）の実施に関して定めることを目的とする。

(編成等)

第2条 本部門を構成する編成区分及び編成人数は次の通りとする。

大編成 1校単独による編成で、指揮者を除き50人までとする。

小編成 1校単独による編成で、指揮者を除き30人までとする。

(実施期日等)

第3条 各編成区分別の県大会を行う。県大会は中部日本吹奏楽コンクール本大会の予選を兼ねる。

2 大会は本大会のできるかぎり直近に開催するものとする。

3 開催期日、開催地は総会で決定する。

(名称等)

第4条 大会名称を「第●回中部日本吹奏楽コンクール長野県大会高等学校部門●編成（第●回中部日本吹奏楽コンクール本大会予選）」とする。

2 前項の名称に付帯する事項については、長野県吹奏楽連盟の指示に従う。

3 主催団体は長野県高等学校文化連盟、長野県吹奏楽連盟、中日新聞社とする。

4 事務局長又は担当専務理事は、必要に応じて次の各号に示す団体に名義後援を依頼する。

(1) 長野県教育委員会

(2) 開催地の市町村教育委員会

(3) 長野県芸術文化協会

(4) そのほか理事会で協議決定された団体

(参加資格、準則等)

第5条 参加資格は、中部日本吹奏楽コンクール本大会実施規定に準ずる。

2 前項に加えて、本部会が規定する次の各号に示す要件をすべて満たさなければならない。

(1) すべての演奏者が、本部会に加盟する高等学校の生徒であること。ただし同一経営の学園内中学校生徒の参加は認める。

(2) 指揮者が、出場高等学校の職員であること。

(3) 1団体が、複数の編成区分に出場することはできない。

3 前項第2号を充足できない特別な理由が、当該高等学校長より正式な書簡を持って本部会長あてに提出された場合のみ、理事会で対応を協議できる。

第6条 各編成の楽器編成、演奏曲目、演奏時間(大編成、小編成ともに12分以内)は中部日本吹奏楽コンクール本大会実施規定に準ずる。

2 本大会への出場校数は、中部日本吹奏楽連盟の決定に従う。

3 本部門は、中部日本吹奏楽コンクール本大会実施規定に従い、2年連続して本大会に出場した団体は、翌年は大会に出場することはできない。

4 演奏時間の計測は、演奏開始からすべての演奏終了時とする。

(審査員)

第7条 審査員は、その人数を5名又は7名とし、専門領域に偏りがないように配慮して部会運営規程第6

条に基づいて構成される「審査員選定委員会」で決定する。

- 2 審査員の選定及び折衝は、部会運営規程第6条に基づいて構成される「審査員選定委員会」によって行う。
- 3 審査員公表日(吹奏楽コンクール開催日の約4ヶ月前)以降に、出場高校及び出場予定高校は審査員予定者に指導を受けてはならない。ただし、部会主催行事の講師はこの限りではない。
- 4 原則として県大会の審査員の過半数は、県外から招聘する。
- 5 同じ人物を審査員とする場合は、連続して2年間までとする。連続して2年間審査した者を再度審査員とする場合は、1年間以上の間隔をおくこととする。

(審査表彰)

第8条 出場校すべてに金賞・銀賞・銅賞・努力賞をもって表彰する。

- 2 前項の定める賞以外に、特別賞及び副賞を授与することができる。
- 3 特別賞及び副賞の種類、選出方法等については理事会で決定し、開催要項に記載しなければならない。

第9条 審査員、審査方法、表彰基準、代表選考等については「コンクール審査規程」に定める。

第10条 すべての出場校に賞状を贈る。

第11条 代表校には持ち回りの優勝旗(大編成)、優勝カップ(小編成)を授与し、その栄誉を讃える。
前年度代表校は、次年度県大会当日に本部でレプリカと交換する。

(運営)

第12条 総括責任者は会長、運営責任者は担当専務理事とする。

第13条 担当専務理事は「開催要項」を作成し、理事会の了承を得る。県大会の2ヶ月前までに加盟学校校長宛に「開催要項」を送付する。

- 2 大会は運営責任者が作成する「中部日本吹奏楽コンクール長野県大会高等学校部門運営マニュアル」によって運営する。
- 3 各大会の運営は、参加するすべての高校の顧問によって行う。

第14条 チューニング時間は運営責任者が定める。

第15条 原則として、演奏を含めたステージへの出入りを大編成、小編成とも15分とする。

第16条 原則として、審査集計処理は、大会参加校以外の大会役員がこれにあたる。

(申込み等)

第17条 各大会の参加申込書は、本規程第5条及び第6条を充足していることを確認できるものでなければならない。

- 2 運営責任者を大会の参加申込先とする。
- 3 申込締切日は、大会のおおむね6週間前とする。
- 4 各大会の参加費及び入場料は「会計事務処理規程」に定める。
- 5 参加申込時に参加料として「演奏者数×参加費+演奏しない参加者数×入場料」を、期日までに指定口座に振り込む。いったん振り込まれた金額は、いかなる場合も返金しない。
- 6 前項により参加料を支払った生徒は、大会を鑑賞することができる。
- 7 ピアノ使用料と著作物使用料は、「会計事務処理規程」に基づき本部会が負担し、その他の大会出場に関する諸費用は当該校で負担する。

(失格条項)

第18条 本規程第5条、6条に違反したことが判明した場合は当該団体を失格とし、努力賞とする。ただし、演奏をすることは認められる。

- 2 前項以外に本規程、開催要項及び運営マニュアルに違反した事実が判明した場合、及び出場校が申し込み記載内容を変更して出場した場合は、緊急に理事会を開き対応を決める。ただし、本規程第2条を充足していれば、コンクール当日に編成人数を変更して演奏してもよい。

3 運営責任者は失格団体の対応を、速やかに当該校の顧問及び審査員会に報告しなければならない。

9 コンクール審査規程

(目的)

第1条 本規程は、長野県吹奏楽コンクール高等学校部門地区大会及び県大会、中部日本吹奏楽コンクール長野県大会(以下、各コンクールという)の審査選考を円滑に実施するために定めることを目的とする。

(審査員会)

第2条 各コンクールでは、審査員全員で構成する審査員会を組織し審査員長を互選する。

2 審査員長は本規程に基づいて適正な審査が行われるよう配慮する。

3 閉会式で審査員会による講評を述べることができる。

(審査方法)

第3条 審査は、審査員の絶対評価により行い、演奏以外の要素を一切加味しない。

2 審査員は技術と表現の二つの領域により、1曲ずつ評価する。

3 評価は、それぞれの領域で1から5の5段階の絶対評価とし、5を最もよい、1を最も良くない評価とする。

4 2曲演奏する場合は、審査員一人につき20点が満点となる。

5 1曲演奏する場合は、審査員一人につき10点が満点となる。

6 審査員は出場団体ごとに準備された審査講評用紙に、評価するとともに、今後の活動への指針等を記載することができる。

7 審査講評用紙には、審査員名を記載する。

8 吹奏楽コンクール実施規程の第18条、及び中部日本吹奏楽コンクール実施規程の第18条に該当する団体の審査については、大会長又は、大会運営責任者の指示を受ける。

(審査処理)

第4条 審査員数が7名の場合は、評価値の最高点及び最低点を削除したものを得点とする。

(例：吹奏楽コンクールA編成の得点表)

審査員		A	B	C	D	E	F	G	計	得点
課題 曲	技術	5	4	2	2	3	5	4	18	77
	表現	4	4	3	3	4	4	4	19	
自由 曲	技術	4	4	4	4	4	4	4	20	
	表現	4	3	4	4	4	5	4	20	

2 賞の決定は次の各号に示すとおりとする。

(1) 得点が80点(A編成)40点(B・C編成)以上の場合は、金賞とする。

(2) 得点が51点(A編成)26点(B・C編成)以上で、80点(A編成)40点(B・C編成)未満の場合は、銀賞とする。

(3) 得点が51点(A編成)26点(B・C編成)未満は、銅賞とする。

(4) 失格条項に該当する団体は、努力賞とする。

3 特別賞及び副賞は、各コンクール実施規程に基づいて、審査員会が決定する。

4 すべての賞が確定したら、審査員会に確認を求め、承認を得る。

5 審査結果発表直後に、審査員名を伏せた審査結果一覧表を会場に掲示する。ただし、努力賞に該当する団体の評価、得点等のすべての数値は空欄にする。

6 審査講評用紙は各出演団体に返却する。

(代表選考)

第5条 上部大会への代表選考は、次の各号に示すとおり行う。

- (1) 代表団体数は、当該連盟の決定による。
- (2) 得点の高い順に代表団体を決定する。
- (3) 得点在同一で代表団体が規定数に決定できない場合、より下位の代表候補団体について、以下の方法により決定する。
 - ① 審査員が5名の場合は、審査員全員の投票により、得票数の多い方を代表とする。ただし、同点の場合は、その候補団体のみで再投票する。
 - ② 審査員が7名の場合は、以下の手順によって決定する。
 - A 削除した評価値の最低点の和を比較し、より高い方を代表とする。
 - B 削除した評価値の最高点の和を比較し、より高い方を代表とする。
 - C 審査員全員の投票により、得票数の多い方を代表とする。ただし、同点の場合はその候補団体のみで再投票する。

第6条 不測の事態により審査員に欠員が生じた場合は、理事会で協議し対応を決定する。

10 アンサンブルコンテスト実施規程

(目的)

第1条 本規程は、長野県アンサンブルコンテスト高等学校部門（以下、コンテストという）の実施に関して定めることを目的とする。

(編成等)

第2条 コンテストを構成する編成は3人から8人までのグループ編成である。

(実施期日等)

第3条 地区ごとに行う地区大会、及び県大会を行う。

2 県大会は1月中旬から下旬にかけて行う。

3 地区大会は12月に行う。

地区大会は北信地区、東信地区、南信地区、中信地区の4大会とする。

4 地区大会は県大会の予選、県大会は東海アンサンブルコンテストの予選を兼ねる。

5 県大会の出場グループの上限は50グループとし、各地区の代表グループ数は単純比例配分による。

6 各大会の開催日、及び開催地は総会で決定する。

(名称等)

第4条 大会名称を次の各号に示すとおりとする。

(1) 県大会の名称は、「平成○年度第●回長野県アンサンブルコンテスト高等学校部門長野県大会（第●回東海アンサンブルコンテスト予選）」とする。

(2) 地区大会の名称は、「平成○年度第●回長野県アンサンブルコンテスト高等学校部門●地区大会（第●回長野県アンサンブルコンテスト県大会予選）」とする。

2 前項の名称に付帯する事項については、長野県吹奏楽連盟の指示に従う。

3 主催団体は長野県高等学校文化連盟、長野県吹奏楽連盟、朝日新聞社、とする。

4 事務局長又は地区代表理事は、必要に応じて次の各号に示す団体に名義後援を依頼する。

- (1) 長野県教育委員会
- (2) 開催地の市町村教育委員会
- (3) 長野県芸術文化協会
- (4) そのほか理事会で協議決定された団体

(参加資格、準則等)

第5条 参加資格は、全日本アンサンブルコンテスト実施規定に準ずる。

2 前項に加えて、本部会が独自で定める次の各号に示す要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) すべての演奏者が、本部会に加盟する高等学校の生徒であること。ただし同一経営の学園内中学校生徒の参加は認める。
- (2) すべての演奏者が、長野県アンサンブルコンテストの他部門に出場していない生徒であること。
- (3) すべての演奏者が、管楽器個人・重奏コンテスト長野県大会高等学校部門重奏の部に出場していない生徒であること。
- (4) 同一高等学校からのエントリーは4グループ以内であること。

第6条 楽器編成、演奏曲目、演奏時間、著作権については、全日本アンサンブルコンテスト実施規定に準ずる。

2 演奏時間の計測は、演奏開始からすべての演奏終了時とする。

3 地区大会と県大会は同一編成で同一曲を演奏する。

(審査員)

第7条 審査員は、その数を地区大会5名、県大会7名とし、専門領域に偏りがないように配慮して部会運営規程第6条に基づいて構成される「審査員選定委員会」で決定する。

2 審査員選定及び折衝は、部会運営規程第6条に基づいて構成される「審査員選定委員会」が行う。

3 審査員公表日(アンサンブルコンテスト開催日の約4ヶ月前)以降に、出場高校及び出場予定高校は審査員予定者に指導を受けてはならない。ただし、部会主催行事の講師はこの限りではない。

4 原則として県大会の審査員の過半数は、県外から招聘する。

5 同一大会で同じ人物を審査員とする場合は、連続して2年間までとする。連続して2年間審査した者を再度審査員とする場合は、1年間以上の間隔をおくこととする。ただし、地区大会の審査員はこの限りではない。

(審査表彰)

第8条 出場グループすべてに金賞・銀賞・銅賞・努力賞をもって表彰する。

2 前項の定める賞以外に、特別賞及び副賞を授与することができる。

3 特別賞及び副賞の種類、選出方法等については理事会で決定し、開催要項に記載しなければならない。

第9条 審査員、審査方法、表彰基準、代表選考等については「アンサンブルコンテスト及び管楽器個人・重奏コンテスト審査規程」に定める。

第10条 すべての出場グループに賞状を贈る。

第11条 県代表グループには、カップを授与しその栄誉を讃える。

(運営)

第12条 総括責任者は会長、運営責任者は担当専務理事とする。

2 地区大会の総括責任者は開催地の地区会長、運営責任者は開催地の地区代表理事とする。

第13条 担当専務理事は「開催要項」を作成し、理事会で承認を得る。地区大会のうち、最も早く開催される期日の2ヶ月前までに加盟校学校長宛に「開催要項」を送付する。

2 各大会は運営責任者が作成する「運営マニュアル」によって運営する。

3 各大会の運営は、参加するすべての高校の顧問によって行う。

第14条 チューニング時間は運営責任者が定める。

第15条 原則として、1グループあたりの、演奏を含めたステージへの出入りを6分又は7分とする。

第16条 原則として、審査集計処理は、大会参加校以外の大会役員がこれにあたる。

(申込み等)

第17条 各大会の参加申込書は、本規程第5条及び第6条を充足していることを確認できるものでなければならない。

- 2 運営責任者を大会の参加申込先とする。
- 3 申込締切日は、4地区大会のうち最も早く開催される期日のおおむね2週間前以前とする。
- 4 各大会の参加費及び入場料は「会計事務処理規程」に定める。
- 5 参加申込時に参加料として「演奏者数×参加費+演奏しない参加者数×入場料」を、期日までに指定口座に振り込む。いったん振り込まれた金額は、いかなる場合も返金しない。
- 6 前項により参加料を支払った生徒は、大会を鑑賞することができる。
- 7 ピアノ使用料と著作物使用料は、「会計事務処理規程」に基づき本部会が負担し、その他の大会出場に関する諸費用は当該校で負担する。

(失格条項)

第18条 本規程第5条及び第6条に違反したことが判明した場合には、当該グループを失格とし、努力賞とする。

- 2 前項以外で本規程、開催要項及び運営マニュアルに違反した事実が判明した場合、及び出場グループが申し込み記載内容を変更して参加した場合は、緊急に理事会を開き対応を決める。
- 3 運営責任者は失格グループの措置を、速やかに当該校の顧問及び審査委員会に報告しなければならない。

11 管楽器個人・重奏コンテスト実施規程

(目的)

第1条 本規程は、管楽器個人・重奏コンテスト長野県大会高等学校部門（以下、コンテストという）の実施に関して定めることを目的とする。

(編成区分)

第2条 コンテストは、個人の部、重奏の部の2つの編成区分から構成する。

(実施期日等)

第3条 コンテストの各編成区分の県大会を1月以降に実施する。

- 2 コンテストは管楽器個人・重奏コンテスト本大会の予選を兼ねる。
- 3 コンテストの開催地は総会で決定する。

(名称等)

第4条 大会名称を「平成○年度（第●回）管楽器個人・重奏コンテスト長野県大会高等学校部門」とする。

- 2 前項の名称に付帯する事項については、中部日本吹奏楽連盟の指示に従う。
- 3 主催団体は長野県高等学校文化連盟、長野県吹奏楽連盟、中日新聞社とする。
- 4 事務局長又は担当専務理事は、必要に応じて次の各号に示す団体に名義後援を依頼する。
 - (1) 長野県教育委員会
 - (2) 開催地の市町村教育委員会
 - (3) 長野県芸術文化協会
 - (4) そのほか理事会で協議決定された団体

(参加資格、準則等)

第5条 すべての演奏者が、本部会の加盟高等学校の生徒であること。ただし同一経営の学園内中学校生徒の参加は認める。

- 2 重奏の部の演奏者は、長野県アンサンブルコンテスト高等学校部門に出場していない生徒であること。

第6条 出場規程は、次の各号に示す管楽器個人・重奏コンテスト本大会実施規定による。

- (1) 金管、木管、打楽器、コントラバスによる演奏とする。重奏の部において3重奏以上の場合、ピアノを使用することができる。その場合ピアノ奏者は出場者と見なす。

- (2) 演奏時間は、個人の部が4分以内、重奏の部が5分以内である。
- (3) 演奏時間の計測は、演奏開始からすべての演奏終了時とする。
- (4) 同一生徒は、個人の部と重奏の部に、演奏者として双方にエントリーすることはできない。
- (5) 演奏者以外の独立した指揮者をおいてはならない。
- (6) 同一パートを2名以上の奏者で演奏してはならない。

第7条 個人の部では、ピアノ伴奏を認める。なお、ピアノ伴奏者についてはその所属は問わない。

- 2 ピアノ伴奏者は、複数の演奏者の伴奏を担当することができる。
- 3 ピアノ伴奏者は、演奏者として個人の部、重奏の部にエントリーすることができる。

第8条 重奏の部の構成メンバー数は2名以上10名以内である。

- 2 同一の演奏者が2つ以上の重奏のグループに重複してエントリーしてはならない。
- 3 同一高等学校からのエントリー数は理事会で決定する。

(審査員)

第9条 審査員は個人の部は3名又は5名、重奏の部は5名または7名とし、専門領域に偏りがないように配意して部会運営規程第6条に基づいて構成される「審査員選定委員会」で決定する。

- 2 審査員選定及び折衝は、部会運営規程第6条に基づいて構成される「審査員選定委員会」が行う。
- 3 審査員公表日(アンサンブルコンテスト開催日の約4ヶ月前)以降に、出場高校及び出場予定高校は審査員予定者に指導を受けてはならない。ただし、部会主催行事の講師はこの限りではない。
- 4 原則として審査員の過半数は、県外から招聘する。
- 5 同じ人物を審査員とする場合は、連続して2年間までとする。連続して2年間審査した者を再度審査員とする場合は、1年間以上の間隔をおくこととする。

(審査表彰)

第10条 出場グループ及び個人すべてに金賞・銀賞・銅賞・努力賞をもって表彰する。

- 2 前項の定める賞以外に、特別賞及び副賞を授与することができる。
- 3 特別賞及び副賞の種類、選出方法等については理事会で決定し、開催要項に記載しなければならない。
- 4 審査員、審査方法、表彰基準、代表選考等については「アンサンブルコンテスト及び管楽器個人・重奏コンテスト審査規程」に定める。
- 5 出場グループ及び個人すべてに賞状を贈る。
- 6 県代表のグループにはトロフィーを、個人にはメダルを授与し、その栄誉を讃える。(運営)

第11条 総括責任者は会長、運営責任者は担当専務理事とする。

第12条 担当専務理事「開催要項」を作成し、理事会で承認を得る。開催期日のおよそ2ヶ月前までに加盟校学校長宛に「開催要項」を送付する。

- 2 大会は運営責任者が作成する「運営マニュアル」によって運営する。
- 3 大会の運営は、参加するすべての高校の顧問によって行う。

第13条 出場グループ及び個人のチューニング、出入り時間は、運営責任者が定める。

第14条 原則として、審査集計処理は、大会参加校以外の大会役員がこれにあたる。

(申込み等)

第15条 大会の参加申込書は、本規程第5条及び第6条を充足していることを確認できるものでなければならない。

- 2 運営責任者を大会の参加申込先とする。
- 3 申込締切日は、大会実施日のおおむね2ヶ月前とする。
- 4 参加費及び入場料は「会計事務処理規程」に定める。
- 5 参加申込時に参加料として「演奏者のべ人数×参加費+演奏しない参加者数×入場料」を、期日までに指定口座に振り込む。個人の部のピアノ伴奏者は演奏者に含めず、演奏しない参加者に含める。また、

いったん振り込まれた金額はいかなる場合も返金しない。

6 前項により参加料を支払った生徒は、大会を鑑賞することができる。

7 ピアノ使用料と著作物使用料は、「会計事務処理規程」に基づき本部会が負担し、その他の大会出場に関する諸費用は当該校で負担する。

(失格条項)

第16条 本規程第5、6、7、8条に違反したことが判明した場合には、当該グループ又は個人を失格とし、努力賞とする。

2 前項以外で本規程、開催要項及び運営マニュアルに違反した事実が判明した場合、及び出場グループ又は出場者が申し込み内容を変更して参加した場合は、緊急に理事会を開き対応を決める。

3 運営責任者は失格グループ又は個人の措置を、速やかに当該校の顧問及び審査員会に報告しなければならない。

12 アンサンブルコンテスト及び管楽器個人・重奏コンテスト審査規程

(目的)

第1条 本規程は、アンサンブルコンテスト、管楽器個人・重奏コンテスト個人の部、重奏の部（以下、各コンテストという）における審査選考を円滑に実施するために定めることを目的とする。

(審査員会)

第2条 各コンテストでは、審査員全員で構成する審査員会を組織し、審査員長を互選する。管楽器個人・重奏コンテストは部門ごとに審査員会を組織する。

2 審査員長は本規程に基づいて適正な審査が行われるよう配慮する。

3 閉会式で審査員会による講評を述べることができる。

(審査方法)

第3条 審査は、審査員の絶対評価により行い、演奏以外の要素を一切加味しない。

2 審査員は、演奏を技術と表現の2つの観点から総合的に評価をする。

3 評価は、それぞれの領域で1から5の5段階の絶対評価とし、5を最もよい、1を最も良くない評価とする。

4 審査員1人につき、10点が満点となる。

5 審査員は、数値評価のほかに、今後の活動への指針等を講評用紙に記載することができる。

6 審査講評用紙には、審査員名を記載する。

7 各コンテスト実施規程の失格条項に該当するグループ又は個人の審査については、大会長又は、大会運営責任者の指示を受ける。

(審査処理)

第4条 審査員数が7名の場合は、評価値の最高点及び最低点を削除したものを得点とする。

(例)

審査員	A	B	C	D	E	F	G	計	得点	
評価	技術	5	4	2	2	3	5	4	18	37
	表現	4	4	3	3	4	4	4	19	

2 賞の決定は次の各号に示すとおりとする。（ ）内は管楽器個人・重奏コンテスト個人の部（審査員3名）の場合である。

(1) 得点が40（24）点以上の場合、金賞とする。

(2) 得点が23（14）点以上で、40（24）点未満の場合、銀賞とする。

- (3) 得点が23（14）点未満は、銅賞とする。
- (4) 失格条項に該当するグループは、努力賞とする。
- 3 特別賞及び副賞は、各コンテスト実施規程に基づいて、審査委員会が決定する。
- 4 すべての賞が確定したら、審査委員会に確認を求め、承認を得る。
- 5 審査発表直後に、審査員名を伏せた審査結果一覧表を会場に掲示する。ただし、努力賞に該当するグループ及び個人の評価、得点等のすべての数値は空欄とする。
- 6 審査講評用紙は各グループ及び個人に返却する。

(代表選考)

第5条 上部大会への代表選考は次の各号に示すとおり行う。

- (1) 代表数は開催要項による。
- (2) 得点の高い順に代表グループ及び個人を決定する。ただし、県大会においては同一高校から代表グループとなれるのは、2グループまでとするが、管楽器個人・重奏コンテストの個人の部はこの限りではない。
- (3) 得点が同一で代表グループ及び個人が規定数に決定できない場合、より下位の代表候補校について、以下の方法により決定する。
 - ① 審査員が5名又は3名の場合は、審査員全員の投票により、得票数の多い方を代表とする。ただし、同点の場合は、その候補グループ及び個人のみで再投票する。
 - ② 審査員が7名の場合は、以下の手順によって決定する。
 - A 削除した評価値の最低点の和を比較し、より高い方を代表とする。
 - B 削除した評価値の最高点の和を比較し、より高い方を代表とする。
 - C 審査員全員の投票により、得票数の多い方を代表とする。ただし、同点の場合はその候補グループ及び個人のみで再投票する。

第6条 不測の事態により審査員に欠員が生じた場合は、理事会で協議し対応を決定する。

13 吹奏楽フェスティバル実施規程

(目的)

第1条 本規程は、長野県高等学校吹奏楽フェスティバル（以下、フェスティバルという）の実施に関して定めることを目的とする。

(フェスティバルの目的及び内容)

第2条 本部会加盟校によるステージ発表、外部団体の発表等による様々な企画を通じ、生徒及び顧問の相互交流と相互研修の機会とする。また、吹奏楽を通じて音楽の楽しさを分かち合い、一般にも広く開かれた魅力ある音楽祭を創造することを目的とする。

(名称等)

第3条 名称は「平成○（20**）年度第●回長野県高等学校吹奏楽フェスティバル」とする。

2 期日及び会場は総会で決定する。

(運営)

第4条 フェスティバル総括責任者は会長、運営責任者は担当専務理事とする。

2 運営責任者は「開催要項」を作成し、理事会の承認を得る。フェスティバルの開催日の3ヶ月前までに「開催要項」を送付する。

3 運営責任者は必要に応じて「参加要項」を作成し、理事会の承認を得る。40日前までに「参加要項」を送付する。

4 フェスティバルは運営責任者が作成する「運営マニュアル」によって運営する。

5 フェスティバルの運営は、原則として、参加するすべての高校の顧問によって行う。

(申込み等)

第5条 運営責任者を大会の参加申込先とする。

2 フェスティバルの参加費及び入場料は「会計事務処理規程」に定める。

3 ピアノ使用料と著作物使用料は、「会計事務処理規程」に基づき本部会が負担し、その他の大会出場に関する諸費用は当該校で負担する。

14 育成事業等実施規程

(目的)

第1条 本規程は、育成事業等の実施に関して定めることを目的とする。

(育成事業等の目的)

第2条 育成事業等とは、顧問及び生徒のクラブ運営や技術向上を目指すための講習会、クリニック、研修、視察、研究会等を行う事業である。

2 本部会は、年間を通じて計画的に育成事業等を開催しなければならない。

(企画)

第3条 育成事業等の企画立案は、担当専務理事が行う。

2 担当専務理事は、年間の育成事業等計画を作成し、総会で承認を得る。

(実施)

第4条 各事業の運営責任者を、担当専務理事とする。

2 担当専務理事は、「開催要項」を作成し、理事会の承認を得る。実施のおおむね2ヶ月前までに加盟校学校長宛に「開催要項」を送付する。

3 育成事業等の運営は、原則として参加するすべての高校の顧問によって運営される。

15 地区事業等実施規程

(目的)

第1条 本規程は、本部会の地区事業等の実施に関して定めることを目的とする。

(事業)

第2条 地区理事会は、本部会規約第2条を達成するために、地区部会が主催事業（以下、地区事業という）を企画、実施しなければならない。

2 本部会の役員は、本部会規約第2条を達成するための事業（以下、その他の事業という）を企画、実施することができる。

(地区事業)

第3条 本部会は地区事業の運営費として、加盟状況に応じて一定の金額を地区部会に充当しなければならない。金額については、総会で決定する。

第4条 地区事業は、事業ごとに運営責任者を決めて実施する。

2 運営責任者は「開催要項」を作成し、地区会長の決済を受ける。

3 地区事業は、参加するすべての高校の顧問で運営する。

(その他の事業)

第5条 事業の企画者が事業計画を作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 事業終了後は、事業報告書を作成し、理事会で承認を得なければならない。

16 藤森章音楽賞規程

(目的)

第1条 本規程は、長野県高等学校の発展を強く願う藤森章先生のご厚意により設立された藤森章音楽賞設立に関して定めることを目的とする。藤森先生は、長野県の高等学校音楽教諭として本県の音楽と吹奏楽の発展にご尽力され、退職後は全日本吹奏楽連盟の第一事業部長、総務部長として活躍されている。

(賞の名称)

第2条 この賞は、藤森章音楽賞と称する。

(賞の設定目的)

第3条 吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテストに参加する活動を通じ、音楽する心を養い、高度な演奏への向上心伸展を図り、ひいては長野県下高校吹奏楽の水準高揚に資することを目的とする。

(受賞団体数)

第4条 受賞団体は、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 全日本吹奏楽コンクール長野県大会高等学校部門参加団体中、A編成1校、B編成1団体。
- (2) 全日本アンサンブルコンテスト長野県大会高等学校部門参加団体中1団体。

(受賞候補団体の選定)

第5条 受賞候補団体は、審査評価最高点を得た団体とする。最高点が同点の場合は、審査員の投票によって決する。

(受賞団体の決定)

第6条 第4条の受賞候補団体について審査員の下承を得、理事長が受賞団体を決定する。

(賞の内容)

第7条 賞状と賞牌を贈る。賞牌は1年毎の持ち回りとする。翌年返還の際にレプリカを贈る。

(賞の授与)

第8条 賞状と賞牌は、当該大会表彰式で授与する。レプリカは公の場では授与しない。

(賞の銘文)

第9条 賞牌には、「全日本吹奏楽コンクール長野県大会高等学校部門A編成（B編成）藤森章音楽賞」又は「全日本アンサンブルコンテスト長野県大会高等学校部門藤森章音楽賞」の銘文を刻印する。レプリカには、この銘文に更に年度を付記する。

17 Webサイト管理規程

(目的)

第1条 本規程は、長野県高等学校文化連盟吹奏楽部会（以下、本部会という）のWebサイトの運営に関する事、及び運営の主体、公開する情報の制限等に関して定めることを目的とする。

(Webサイト開設の趣旨)

第2条 本部会の社会的認知向上のための広報媒体として、また部会活動についての理解を広範に促すとともに、本部会と各地区及び会員間の情報媒体とすることにより会員相互の情報交流の場としての利用を目的とする。

(責任者)

第3条 Webサイトの責任者は原則として事務局長が行う。

(管理者の設置及び責務)

第4条 本部長から委嘱されたWebサイト管理者は次の各号に示すことを行う。

- (1) Webサイトの管理、メンテナンス、更新作業

- (2) データの流出、不正な複製等の防止
- (3) 電子メールの返信等（内容によっては転送）
- (4) セキュリティの確保
- (5) その他、管理運営に関すること

（運営委員会）

第5条 本部会Webサイトの運営にあたって「Webサイト運営委員会」を設置する。

2 Webサイト運営委員会の構成は次の各号に示すとおりとする。

- (1) Webサイト運営委員会の構成は、本部会役員の中より選出され理事会によって決定される。
- (2) 委員長は事務局長とする。

3 Webサイト運営委員会は次の各号に示すことを行う。

- (1) Webサイトの利活用推進
- (2) 本部会及び各会員との連携
- (3) 各種情報の企画ページ作成更新等についての運営案提案

（掲載する情報とその範囲）

第6条 Webサイトには次の各号に示す情報を掲載できるものとする。

- (1) 本部会における事業活動内容
- (2) 各地区事業活動
- (3) 会議等の記録
- (4) 演奏会等の情報
- (5) その他責任者が必要と認める事項

（更新手続き）

第7条 第6条（3）の公開にあたっては原則として理事会により承認済みの事項とし、その他の事項については事務局長が判断する。

（不正侵入及び改ざん等への対応）

第8条 Webサイト管理者はWebサイトのセキュリティを確保するため、次の各号に示すことを行う。

- (1) Webサイトに対しての不正侵入の予防、防止、早期発見及び適切な対処。
- (2) ウイルス感染防止のため常にウイルス検査済みデータの使用。
- (3) 定期的にウイルス検査を実施し、感染の早期発見に努める。
- (4) ウイルスに感染した場合はWebサイトの一時閉鎖、その状況把握及び対策を迅速に行う。

（アクセス管理）

第9条 インターネット・サービス・プロバイダのユーザーアカウント及びパスワードは原則としてWebサイト管理者が使用することができる。また、インターネット・サービス・プロバイダのパスワードは類推されにくいよう設定する。

（個人情報）

第10条 個人情報については、プライバシー保護に十分配慮し、個人情報の発信範囲は次の各号に示すものとする。

- (1) 本人の同意を得て公開するもの
個人が特定される写真各種資料等
- (2) 状況によっては公開するもの
集合写真等（ただし、個人名の同時掲載はしない）
- (3) 公開しないもの
プライバシーの侵害となるおそれのあるもの（住所、氏名、電話番号、生年月日等）

(知的所有権保護)

第 11 条 Web サイトに掲載する全ての情報は、会員個人提供の資料等及び著作者が明記されているものを除いて全て本部会が著作権を有する。著作権に関わる知的所有物を Web サイトに掲載する場合は必ず著作者の了解を得て行う。また、知的所有権の所在を明記し、アクセス制限を別途設ける。

(削除)

第 12 条 次の各号に示す条件に該当する場合は、サーバーからデータを削除する。

- (1) 会員等から削除を希望され、責任者に承認された場合。
- (2) 本規程にそぐわない内容があった場合。
- (3) 役員会においてデータの削除を承認された場合。

(電子メールによる意見等の受付)

第 13 条 Web サイトに関する意見等の受付先として電子メールアドレスを公開する。

(禁止事項)

第 14 条 次の各号に示すものについては Web サイトに掲載しない。

- (1) 法令に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 他者を誹謗中傷するもの及び不利益を与えるおそれがあるもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) その他責任者が不相当と認めるもの

(リンク)

第 15 条 本部会 Web サイトの趣旨に添って関連サイトとリンクをはるものとする。ただし、リンクについては相手先サイトの承諾を得るものとする。

附則

- 1 この規程は平成 22 年 4 月 24 日から施行する。
- 2 平成 23 年 4 月 23 日 一部改訂
- 3 平成 24 年 4 月 21 日 一部改訂
- 4 平成 25 年 4 月 20 日 一部改訂